

株式会社カオナビ

コーポレートガバナンス・ガイドライン

第1章 総則

第1条（目的）

- 1 本ガイドラインは、当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な枠組み及び考え方を定めるものです。
- 2 当社は、第2条に定めるパーパス、ビジョンの実現に向けて持続的な企業価値の向上を実現することのできるコーポレートガバナンスシステムを構築するよう努めるものとし、本ガイドラインを株主その他ステークホルダーに対するコミットメントとし、当社の自己規範として機能させるものとします。

第2条（パーパス、ビジョン）

当社は、「“はたらく” にテクノロジーを実装し個の力から社会の仕様を変える」というパーパスを掲げ、「人材情報を一元化したデータプラットフォームを築く」というビジョンの実現を目指しています。

そして、これらの実現のため、一人一人の行動基準としてのバリューに基づき、中長期的な経営戦略を実践し、社会価値の継続的な創出と企業価値の最大化をはかってまいります。

第3条（コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方）

当社は、経営の効率化、健全性、透明性を高め、長期的、安定的かつ継続的に株主価値を向上させる企業経営の推進がコーポレートガバナンスの基本であると考え、経営上の重要課題であると認識しています。

第4条（制定・改廃）

本ガイドラインの制定及び改廃は取締役会の決議によるものとします。

第2章 ステークホルダーとの関係

第1節 株主との関係

第5条（株主総会）

- 1 当社は、6月に定時株主総会を開催しますが、より多くの株主が出席しやすいように、他社の集中日を回避した日に株主総会を設定できるよう配慮します。
- 2 当社は、株主の皆様が議決権行使に必要な議案検討のための時間を十分に確保できるよう、株主への株主総会招集通知については、早期に発送するよう努めるとともに、通知の発送に先立って当社ホームページ及び東京証券取引所が提供する適時開示情報伝達システム（TDnet）上に招集通知を開示します。

- 3 当社は、海外投資家の比率等を踏まえ、招集通知の英訳、議決権電子プラットフォームの利用を検討します。
- 4 当社は、東京証券取引所の有価証券上場規程による適時開示のみならず、任意の開示を通じ、株主が適切な判断を行うことに必要な情報を開示します。
- 5 当社は、株主総会后に反対票の割合の集計、分析を行い、取締役会に分析結果を報告し、取締役会において必要に応じて対応を協議します。
- 6 当社は、迅速・機動的な経営判断を行えるよう、自己株式の取得や剰余金の配当に係る決定など株主総会決議事項の一部を取締役会で決定できる体制を構築します。また、取締役会決議の客観性・合理性を担保する独立社外取締役を複数名選任し、コーポレートガバナンスに関する役割・責任を果たせる体制を整えます。

第6条（株主との対話）

- 1 当社は、当社の株主構造を把握した上で、株主と建設的な対話を行い、これらの対話を通じて株主との相互理解に努めます。対話において把握された株主の意見・懸念等については、業務執行取締役や取締役会にフィードバックし、必要に応じて改善に努めます。
- 2 当社は、投資家説明会を行うほか、対話を補助する関連部門等と有機的に情報連携をした上で合理的な範囲で個別に面談を行います。
- 3 当社は、株主との対話に際して、関連法令を遵守し、インサイダー取引規制上の重要事実及びフェア・ディスクロージャー・ルール上の重要情報の情報管理を適切に行います。

第7条（資本政策）

当社は、資本効率を重視した事業運営を行うとともに、成長領域への投資や財務基盤の充実をはかることが長期的な企業価値の創出につながると考えておりますので、長期的な視点に立ちつつ各期の利益状況や今後の資金需要等を総合的に考慮した株主還元を努めます。

第8条（政策保有株式）

当社は、他社の上場株式の保有を検討する場合、当社の企業価値向上に資するかを検討し、取締役会で決議します。また、保有する株式については、議決権行使の際には議案を個別に検討した上で賛否を決定し、保有の意義が薄れた場合には売却します。

第9条（関連当事者取引）

取締役及び取締役が実質的に支配する法人との利益相反取引又はこれらによる競業取引は、取締役会での審議・決議を要することとします。また、利益相反取引の取引条件及び取引条件の決定方針等については、一般株主と同条件のもとで行うこととします。

第2節 株主以外のステークホルダーとの関係

第10条（ステークホルダーとの協働）

当社は、パーパスやビジョンの実現のため、重要なステークホルダーである従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会等との良好な関係を築き、適切な協働に努めます。

第11条（行動規範）

- 1 当社は、パーパスの下、ビジョン及びバリューを策定することで、会社の目指すべき方向及び共有すべき価値観を示しております。従業員がバリューに即した行動をとっているかが定期的に評価され、事業活動の第一線にまで広く浸透・遵守されるように努めます。
- 2 当社は、定期的な情報発信、イントラネットへの掲載、イベント等を通じたコミュニケーションにより、パーパスやバリューが広く実践されるよう努めます。これらの取組みは取締役会に適宜報告され、各取締役は、パーパスやバリューの精神を尊重する企業風土が根付いているかどうかについて、レビューを行います。

第12条（サステナビリティ）

- 1 当社は、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題を企業の社会的責任と認識し、積極的に取り組んでいく方針であり、今後、事業活動を通じて様々な課題に対し、積極的に対応してまいります。
- 2 当社は、気候変動等の地球環境問題、人権の尊重、従業員の健康・労働環境への配慮や公正・適切な処遇、取引先との公正・適正な取引、自然災害等への危機管理など、サステナビリティを巡る課題への対応は、リスクの減少のみならず収益機会にもつながる重要な経営課題であると認識し、中長期的な利益の拡大と継続的な企業価値の向上において、重要かつ優先的に取り組むべきマテリアリティを特定し、積極的・能動的に取り組んでまいります。

第13条（ダイバーシティ）

当社のパーパスには、テクノロジーによって一人ひとりの個性や才能を理解することで、個人のキャリア形成や働き方が多様化される社会をつくっていきたいという想いを込めています。当社では、人種、性別、性的指向、障がいの有無などに関わらず、多様な人材が個性や能力を発揮できる機会と環境の整備に取り組んでおり、役割と成果、能力に応じた公正な評価に基づいて役職や給与を決定します。

第14条（人的資本）

当社は、経営戦略と連携した人材戦略を推進していくために、当社のバリューに沿った人材要件を定義し、当該人材の獲得・育成のための人事施策の効果を定量的に測定・開示しながら、人材の価値を最大限引き出すよう努めます。

第15条（内部通報）

社内及び社外に内部通報窓口を設け、ハラスメント等の人権に関する相談や通報を受け付けます。通報者の秘匿性と匿名性を担保した上で調査を行い、通報を理由とした通報者への不利益な取り扱いを禁止します。調査の有無、調査の進捗状況、調査結果は通報者に速やかに通知されます。また、調査結果及び是正措置については、内部監査室長がリスク・コンプライアンス委員会に報告を行います。

第16条（企業年金）

確定拠出年金を採用します。積立金の運用は従業員自らが行いますが、従業員の安定的な資産形成に影響を与えること等を踏まえ、資産運用に関する教育研修等を実施します。

第3章 当社のコーポレートガバナンス体制

第1節 組織体制

第17条（組織体制）

当社は、監査等委員会設置会社として、会社法に基づく機関である株主総会、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を設置するとともに、日常的に業務を監査する機関として、内部監査室を設置します。これら各機関が相互に連携することにより、コーポレートガバナンスの向上に資する組織体制を整備します。

第2節 取締役・取締役会

第18条（取締役会の役割・責務）

- 1 当社の取締役会は、「“はたらく”にテクノロジーを実装し個の力から社会の仕様を変える」というパーパスのもとで、会社の中長期的な戦略を議論するとともに、これに基づいた経営戦略や経営計画等についての重要な業務執行の意思決定を行うことを責務とします。
- 2 当社は、社内規程として取締役会への付議基準を定め、法令・定款上の決議事項及び経営上の重要事項について取締役会に付議することとします。取締役会が決定すべき事項以外の意思決定については、取締役と執行役員等が出席する経営会議、取締役及び執行役員に委任し、当該決定に基づき執行します。
- 3 当社の取締役会は、毎事業年度を開始年度とする中期経営計画を策定し、その実現に向けて最善の努力を行います。仮に、中期経営計画が目標未達に終わった場合には、取締役会においてその原因を十分に分析し、決算説明会や株主総会等で株主に説明を行うとともに、その分析を次期以降の計画に反映させます。
- 4 当社の取締役会は、経営陣からの提案を企業の持続的な成長において重要なものであると認識し、提案について客観的立場において多角的かつ十分な検討を行うとともに、承認した提案が実行される際には、代表取締役又は各事業分野の担当取締役が中心となり、経営陣幹部の迅速・果敢な意思決定を支援します。

- 5 当社の取締役会は、独立した客観的な立場から、経営陣・取締役に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に会社の業績等の評価を行い、その評価を経営陣幹部の人事に適切に反映します。また、適時かつ正確な情報開示が行われるように体制を整備し、関連当事者取引や利益相反取引について取締役会の決議事項とすることで適切な管理を行います。
- 6 当社の取締役は、株主に対する受託者責任を認識し、ステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、会社や株主共同の利益のために行動します。
- 7 当社は、社外取締役が当社の事業・経営戦略等を理解し、取締役としての業務のために必要な時間を確保するため、当社の他に3社を超える上場企業の役員（取締役、監査役又は執行役）を兼職しないことが望ましいと考えます。そこで、当社の取締役が、他社の役員就任についての要請を受けた場合には、その旨を当社に報告します。

第19条（取締役会の構成）

当社は、取締役会による独立かつ客観的な経営の監督の実効性を確保するため、取締役会の過半数を独立社外取締役で構成するように努めます。独立社外取締役が取締役会の過半数に達しない場合には、指名委員会・報酬委員会を設置することにより、指名や報酬などの特に重要な事項に関する検討を行います。

第20条（取締役の選任方針）

当社は、会社経営上の意思決定に必要な広汎な知識と経験を備えていること、経営の監督機能発揮に必要な実績と見識を有することを取締役の選任方針としており、社外取締役には、経営者、税理士、弁護士等の高い専門性を有する人材、独立性を確保している人材を選任するなどして、取締役会の全体として適切なバランスを保持します。また、取締役の選任においては、ジェンダー、国際性や職務経験を含む多様性を考慮し、社内及び社外それぞれから豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する者を選任します。

第21条（取締役会の運営）

- 1 当社の取締役会は、原則として毎月1回定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催します。目的事項については、事前に想定事項を年間スケジュールに記載した上で適時に追加し、目的事項に関する資料は事前出席者に配布することとし、審議時間としても十分な時間を確保するものとします。
- 2 取締役は、その職務の遂行に必要な情報について、関連する部門や担当取締役へ情報や資料の提供を求め、情報提供を求められた部門や担当取締役は、要請に基づく情報や資料を適宜提供します。また、法務部門が取締役会の事務局を、監査等委員会事務局部門が監査等委員会の事務局を担当します。
- 3 当社は、社外取締役による問題提起を含め自由闊達で建設的な議論・意見交換を尊ぶ気風を醸成することを重要視します。当社の社外取締役は、専門的な知識と豊富な経験や外部からの視点に基づき、取締役会において適宜意見を述べるとともに、必要に応じて施策等の改善提案等を行います。

第22条（取締役の選任・解任）

- 1 取締役会は、経営陣幹部の選任や解任について、会社の業績等の評価を踏まえ、公正かつ透明性の高い手続きに従い、適切に実行します。
- 2 取締役会は、CEOの選任について、会社における最も重要な戦略的意思決定であることを踏まえ、社外取締役や監査等委員会と協議をした上で、客観性・適時性・透明性ある手続きに従い、高いリーダーシップを発揮して経営陣を統制し、指揮することができる者を選任します。
- 3 取締役会は、会社の業績等の適切な評価を踏まえ、CEOがその機能を十分発揮していないと認められる場合は、社外取締役や監査等委員会と協議した上で、客観性・適時性・透明性ある手続きに従い審議し、CEOの解任手続を行います。

第23条（取締役の報酬）

- 1 当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては役位等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。具体的には、金銭報酬のほか、中長期的な会社の業績や潜在的リスクを反映させるべく中長期のインセンティブとしての非金銭報酬により構成します。
- 2 当社は、代表取締役社長が、社外取締役の意見を聴取した上で、取締役の評価、具体的な報酬を決定します。

第24条（内部監査部門との連携）

当社の内部監査室は、毎月、代表取締役社長に対し、監査結果を報告します。

第3節 監査等委員会

第25条（監査等委員会の役割・責務）

当社の監査等委員会は、独立した客観的な立場から、取締役の職務の執行の監査、会計監査人の選解任や監査報酬に係る同意権限を行使し、業務執行の適法性及び妥当性の監査・監督を行います。

第26条（監査等委員会の構成）

当社の監査等委員会は、監査等委員会による独立した客観的な立場から、業務執行の適法性及び妥当性の監査・監督を行うため、過半数を社外取締役で構成します。

第27条（監査等委員会の運営）

- 1 当社の監査等委員会は、法令に基づく調査権限のほか、監査等委員会監査等基準及び内部統制システムに係る監査等委員会監査の実施基準を定め、監査等委員会が独自に調査する権限及び方法を整備します。
- 2 当社では、監査等委員会が必要と認める場合、外部専門家の助言を得ることができ、その費用は当社が負担します。

第28条（監査・監督の実効性確保）

- 1 当社は、監査等委員会の職務の補助及び支援のため、監査等委員会事務局部門を設置し、使用人を配置することにより、監査等委員会が十分な機能を発揮できる体制を整備します。
- 2 監査等委員長又は監査等委員会より命令を受けた監査等委員会事務局部門の使用人は、経営会議をはじめとする重要な会議に参加する等、業務執行状況に関する情報を収集し又は意見を述べることができ、実効的な監査・監督を実施できる体制とします。

第29条（内部監査部門との連携）

当社の内部監査部門は、月に1回、監査等委員長との定例会議での報告を行うほか、週に1回、監査等委員会事務局と情報交換を行います。

第4節 独立社外取締役

第30条（独立社外取締役の役割・責務）

- 1 当社の独立社外取締役は、その専門的な知識と豊富な経験や外部からの視点に基づき、取締役の業務執行の監督、経営方針や経営計画等に対する意見及び取締役や主要株主等との利益相反取引の監督などを行い、また経営陣から独立した立場で少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役に適切に反映させるよう努めます。
- 2 当社は、独立社外取締役は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべきであることから、そのような資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも2名以上選任します。

第31条（情報共有）

当社は、独立社外取締役が取締役会における議論に積極的に貢献できるように、必要に応じて、独立社外取締役が主体的に情報交換や認識共有を図ることができる機会を設けます。また、監査等委員長を選定することにより、経営陣との連絡・調整や監査等委員会との連携に係る体制整備を図ります。

第32条（独立性判断基準）

当社は、取締役会において「社外取締役の独立性判断基準」を設けます。当社は、当該基準に基づき、独立性を有し、かつ、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役として選任します。

第5節 会計監査人

第33条（会計監査人）

当社は、外部会計監査人の適正な監査を確保するため、監査等委員会、経理・財務部門等と連携し、以下のとおり、監査日程や監査体制の構築に努めます。

- (1) 外部会計監査人と事前協議を実施の上、監査スケジュールを策定し、十分な監査時間を確保します。
- (2) 外部会計監査人から要請があれば、代表取締役をはじめ各業務執行取締役等の経営陣との面談を設けます。
- (3) 会計監査や定期レビューの報告等を通じ、外部会計監査人と監査等委員会や内部監査部門との連携を確保します。また、外部会計監査人と内部監査部門との直接的な連携がとれる体制も確保します。
- (4) 代表取締役の指示により、各担当役員が中心となり、調査・是正を行い、その結果報告を行う体制とします。また、監査等委員会は、内部監査部門や関連部門と連携をとり、調査を行うとともに、必要な是正を求めます。

第6節 持続的成長のための取組み

第34条（取締役会の実効性評価）

当社は、取締役によるディスカッションやアンケート等の手法で取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示します。

第35条（サクセッションプラン）

当社は、「“はたらく”にテクノロジーを実装し個の力から社会の仕様を変える」というパーパスや具体的な経営戦略等を踏まえ、経営陣幹部の後継者の育成等について、人事異動による複数部門の業務経験や経営会議をはじめとする経営上の重要会議への出席を通じた経営への参画経験等により、十分な時間をかけて計画的に行うものとします。取締役会は、後継者計画について重要テーマとして審議し、後継者計画のあり方について議論することで、その策定と運用に主体的に関与します。

第36条（研修・トレーニング）

- 1 当社は、社外取締役に対して、就任前の個別の面談においては当社の事業・財務・組織について情報提供するとともに、就任後においては各業務執行取締役との面談のほか、執行役員・本部長に対する個別のヒアリングにより、継続的に当社に関する必要な知識を更新する機会を設けます。
- 2 当社は、取締役が外部セミナーや研修に参加した場合、その費用を支出することにより、取締役による自己研鑽を支援します。

第4章 開示

第37条（情報開示の内容）

当社は、株主や投資家をはじめとする全てのステークホルダーの皆様との長期的な信頼関係を構築するため、公正かつ透明性の高い情報開示に努める方針です。情報の開示にあたっては、金融商品取引法等の諸法令及び東京証券取引所の定める有価証券上場規程の「会社情報の適時開示等」（以下、「適時開示規則」といいます。）に準拠した情報のほか、ステークホルダーの皆様にご理解いただくために有用と判断される情報についても、積極的な情報開示に努めます。

第38条（情報開示の方法）

- 1 当社は、株主や投資家をはじめとする全てのステークホルダーの皆様との長期的な信頼関係を構築するため、公正かつ透明性の高い情報開示に努める方針です。情報の開示にあたっては、金融商品取引法等の諸法令及び東京証券取引所の定める適時開示規則に準拠した情報のほか、ステークホルダーの皆様にご理解いただくために有用と判断される情報についても、積極的な情報開示に努めます。
- 2 適時開示規則に定められている投資判断に著しい影響を及ぼす決定事実、発生事実、決算に関する情報等が発生した場合、重要な会社情報として、TDnetにて公表し、公表した情報は、原則として当社IRサイトにおいても速やかに掲載します。また、当社のIR基本方針に従い、適時開示規則に該当しない情報であっても、できる限り積極的かつ公平に開示するよう努めます。
- 3 当社は、自社の株主における海外投資家等の比率を踏まえ、原則として、狭義の招集通知、決算短信、決算説明資料、適時開示を英訳して開示します。
- 4 当社が開示する将来の計画・戦略等の中には、将来の見通しに関する事項が含まれている場合があります。これらは当該開示時点において入手可能な情報による判断及び仮定に基づいており、実際の業績はこれらと異なる結果となる場合もあります。
- 5 当社は、決算情報の漏洩を防ぎ、かつ情報開示の公平性を確保する観点から、四半期又は決算期末日の翌日から決算発表日までの期間を沈黙期間と定めます。この期間中は決算に関するコメント、質問等への回答を差し控えることとします。ただし、当該期間中であっても、投資家の皆様の投資判断に著しい影響を及ぼすと判断した適時開示事項が発生した場合は、この限りではありません。

制定：2023年6月22日